

平成27年 多賀城市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年9月25日(金)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務報告第10号 平成26年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について
臨時代理事務報告第11号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見について
報告第1号 多賀城市いじめ防止基本方針案について(中間報告)
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第9回定例会を開会します。

日程第 1 会議録の承認について

委員長

はじめに、第 8 回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第 8 回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、第 8 回定例会の会議録については、承認されました。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 22 条第 3 項の規定により、委員長において今野委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第 3 諸般の報告について

事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成 27 年第 8 回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、9 月 15 日に平成 27 年第 3 回市議会定例会が開会しました。10 月 14 日までの 30 日間の会期で開催されております。教育委員会関係議案は、教育委員の任命同意に係る人事案件 1 件で、樋渡奈奈子委員が再任されました。その他、本日臨時代理事務報告をさせていただきます「平成 26 年度一般会計歳入歳出決算」及び「平成 27 年度一般会計補正予算（第 5 号）」の議案が提出されています。また、教育委員会関係の一般質問は、4 名から 5 件の質問が通告されています。

学校教育課関係、9 月 5 日、東豊中学校、第二中学校において、体育祭（運

動会)が開催されました。また同日、多賀城中学校では、キャリアセミナーが開催され、市役所の職員9名が1年生の生徒に対して、各担当部署の職務内容に関する授業を行いました。なお、2年生は民間の方、3年生は高校の先生と多賀城中学校卒業生による授業内容でした。

例年、各小学校の5年生が、「国立花山少年自然の家」において2泊3日の宿泊学習を行っておりますが、今年も9月に入り山王小学校、天真小学校、多賀城東小学校、多賀城小学校が無事終了しております。残りの2校も、多賀城八幡小学校が24日に出発し、城南小学校が30日に出発する予定です。

また、6年生の修学旅行は、会津若松方面へ1泊2日で実施しておりますが、天真小学校が9月17日から18日、多賀城東小学校が25日から26日で実施しております。山王小学校は、30日から10月1日に実施する予定です。

9月19日、「第20回多賀城市中学校新人体育大会」が市内各会場で開催され、各競技において熱戦が繰り広げられました。

生涯学習課関係、8月30日、「ジュニアリーダーエステバン交流会」を中央公民館で開催し、初級研修を受講後にエステバンへ加入した11名が、先輩のジュニアリーダーとカレーライスづくりやレクリエーションダンス等を通じて、親交を深めました。

8月28日が応募締切りであった「大伴家持のつどい短歌大会」には、県内各地から、一般64首、小中学生1,625首の応募がありました。入選作は、10月11日の万葉まつりにおいて、表彰・披露されます。

9月12日、「東日本・家族応援プロジェクト」として、父親向けの読み聞かせ講座、家族応援お話し会、漫画トーク等を実施し、延べ80名の参加がありました。

同日、民謡歌手の庄司恵子さんを講師にお招きした高齢者教育事業を市民会館小ホールで実施しました。この事業は、中央公民館の「多賀城大学」、山王地区公民館の「山王大学」、大代地区公民館の「山茶花大学」の3館合同の一般開放講座で、一般市民を含め386名が参加しました。

9月13日、ニュースポーツをテーマとした「スポーツ活動研修会」を総合体育館で開催し、「スポーツテンカ」と「ターゲットバードゴルフ」を17名の参加者が体験しました。

9月15日、「遠の朝廷多賀城万葉デジタルミュージアム構築業務事業者選定委員会」を市役所で開催しました。

文化財課関係、8月28日、「全国史跡整備市町村協議会担当部課長会議」が東京都千代田区の都市センターホテルで開催され、文化財課長が出席しました。会議では、平成27年度全史協大会の運営等について協議が行われました。

8月31日、「第6回多賀城南門等復元整備検討委員会議」を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。会議では、6月24日、東京都の文化財建造物保存技術協会において開催した、第1回多賀城南門建築意匠等検討部会での検討内容、及び、多賀城南門跡の発掘調査成果について協議を行いました。

9月14日、「多賀城跡内歴史的食文化体験学習」を行い、城南小学校の6年生が多賀城跡大畑地区において蕎麦の種まきを実施しました。その刈り取りは11月の予定です。

平成27年9月25日提出、教育長、以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

質問ではなく、文言ですが、学校教育課関係の4行目ですが、「高校の先生」という記載がありますが、表現だけのことですが、「先生」ではなく、「教師」という言い方のほうがいいのではないのでしょうか。「先生」だと敬称の呼びかけで、職種だと「教師」になるのかなと思いました。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

はい、「教員」でよかったのかと思います。

樋渡委員

わかりました。

委員長

他に質疑ありませんか。菊池委員。

菊池委員

生涯学習課関係の「遠の朝廷多賀城万葉デジタルミュージアム構築業務」について内容を教えてください。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、「遠の朝廷多賀城万葉デジタルミュージアム構築業務」ですが、平成26年度末に補正予算で新たに追加された事業です。これは地方創生先行型事業です。ゆくゆくは消滅する自治体があるということに対して国で取り組みを行っています。国の交付金を使って、実施する事業です。

具体的な内容ですが、日下常由先生から寄贈いただいた300数十点の絵画がありますが、現物を展示するのは大変なので、これをデジタル化する事業です。デジタル化したものはホームページ上で公開したり、新しくできる図書館でスクリーンに投影したりして紹介するものです。デジタル化したもので、市民の皆さんに絵画に触れていただく、あるいは実際に現物についても定期的に図書館で展示しようと思っておりますので、絵画に触れていただく、見ていただくということで日下先生の創作された万葉世界に触れていただくものです。そういう学習の機会を設けるといことです。

菊池委員

ありがとうございました。

委員長

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第10号 平成26年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第10号平成26年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第10号平成26年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

それでは、臨時代理事務報告第10号平成26年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について、ご説明いたします。

市長から意見を求められ、9月7日に臨時代理により別紙のとおり回答し

たので報告するものです。別紙ですが、次の4ページをご覧ください。こちらにありますとおり、異議ない旨回答しております。

資料は、資料1と資料2がありますが、資料によって順に内容について、ご説明いたします。

それでは、はじめに、資料1をご覧ください。2ページと3ページは普通会計の決算状況が記載されておりますが、ひとつひとつの説明は省略させていただきまして、ここでは決算額総額と、教育費の総額だけ、話しをさせていただきます。

左上になりますが、普通会計の歳入と歳出の決算額が記載されております。歳入が、476億1,932万1,000円、次に歳出が、450億45万6,000円です。平成25年度に比較しますと、歳入で25.7%、歳出で21.8%の増加になっております。

3ページの右下に、目的別の決算額が記載されております。10款の教育費の欄をご覧ください。平成26年度が、24億297万円でございます。

前年度に比較しますと、9.4%の伸びになっております。その他の、各種財政指標等につきましては、説明は省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。資料の6ページから7ページをご覧ください。担当課ごとに、歳入の決算状況についてとりまとめたものでございます。

ここでは、予算現額、収入済額が記載されておりますが、経常的な経費もありますので、ここでは項目の全部ではなく、各課長から、平成26年度の決算状況のうち、特に、特徴的なものをご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに6ページの教育総務課関係ですが、3点ご説明いたします。

上から2行目に国庫補助金で、公立学校施設費国庫負担金、4,146万1,000円がございました。これは、平成26年度、平成27年度で行っている城南小学校増築事業の、平成26年度分のものでございます。

次に、上から6行目に県補助金で、宮城県被災幼児就園支援事業費補助金、918万3,600円がございました。これは、幼稚園就園奨励費対象園児に対する県の補助金ですが、震災による被災（半壊以上）の場合に、県補助の対象となるもので、68名の園児が対象になりました。

それから、教育総務課分の一番下の行に、学校施設整備事業債、収入済額で、8,080万円がありますが、これも、城南小学校の増築事業に伴うものです。その他は、経常的な経費なので、説明は省略させていただきます。

学校教育課長

次に、学校教育課関係ですが、上から8行目に県補助金で、学び支援コーディネーター等配置事業費補助金、82万2,788円がございました。自主学習支援や家庭教育研修会、教師対象研修会、家庭学習の手引きなど5つの事業に充ております。

次に、雑入の二つ目、遅延損害金等として2万7,506円がございました。高額な給食費滞納保護者3名に対して申立て、うち2名の和解が成立し、遅延損害金に充当したものでございます。

生涯学習課長

続いて、生涯学習課から図書館までの歳入について特徴的なものを説明いたします。

はじめに、生涯学習課関係、「県委託金」の「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費委託金」で、予算現額1,060万6,000円に対して収入済額474万4,081円でございます。

この県委託金は、東日本大震災による被災地支援のための時限的な措置として、家庭・地域・学校が連携・協働して地域全体で子どもを育てる体制をつくるための事業に対して支払われるもので、本市では学校支援地域本部事業に71万1,126円、放課後子ども教室推進事業に398万1,955円、家庭教育事業に5万1,000円をそれぞれ活用しております。

なお、予算現額に対する収入率は、77.6%と低いものでしたが、その要因としては放課後子ども教室推進事業において、学校行事や会議等により、当初計画どおりに放課後子ども教室を開催できなかったことによる事業費の減額が主なものです。

次に、生涯学習課関係、「市債」の「社会教育施設整備事業債」で、予算現額3億3,320万円に対して収入済額0円でございます。

これは、新図書館の移転先となる多賀城駅北再開発ビルA棟内の一部を教育財産として取得するに当たり、平成26年度、平成27年度の2年度にわたって多賀城駅北開発株式会社に支払う建設負担金のうち平成26年度分の財源の一部として予定していた市債の借入れに係るものです。

当初、新図書館の開館時期を平成27年夏と見込んでおりましたが、開館時期が平成28年3月に変更になったことに伴い、平成26年度分の建設費負担金の支払いを平成27年度に繰り越したため、平成26年度における市債の借入れを行わなかったものです。

最後に、中央公民館関係、「雑入」の「宮城県文化振興財団助成金」で、予算現額10万円に対して、収入済額10万円でございます。

これは、平成26年11月9日に開催した第33回多賀城市民音楽祭に対

する宮城文化振興財団からの市町村支援事業助成金で、市民音楽祭開催事業費70万4,880円に充当したものです。

なお、平成26年度の市民音楽祭は市の総合防災訓練と開催日が重なり、市内中学校の全校が防災訓練に参加することとされたため、例年参加している中学校の市民音楽祭への参加は叶いませんでしたが、当日は18団体が参加し、801人の来場者がありました。以上です。

文化財課長

続きまして、文化財課関係でございます。7ページ中段をご覧ください。文化財課欄の上から5段目の県補助金の「被災博物館等再興事業費補助金」でございますが、これは、歴史博物館等が震災から再興するための補助制度を活用し、古文書等の修理や保管場所の収蔵庫改修設計などを行ったもので、平成25年度までは、受託事業収入の「被災ミュージアム再興事業受託」で計上しておりましたが、国の補助制度の変更により県からの間接補助事業となったものであります。

なお、この補助事業の概要については、歳出の際に改めてご説明いたします。

次に、2つ下の受託事業収入の「文化遺産活用活性化事業受託」でございますが、これは、毎年度の国の事業採択を受けながら、事業主体である多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会と一体となって事業を推進するもので、26年度は、市内石造物調査や海軍工廠報告書、歴史遺産報告書等の作成を行ったものです。

次に、埋蔵文化財調査センター関係ですが、埋蔵文化財調査センターは、ここに記載されている通常事業分でございます。後でご覧いただければと思います。

以上、教育委員会全体の歳入合計は、予算現額が10億5,375万9千円で、収入済額が6億9,175万2,341円でございます。以上で、歳入の説明を終わります。

副教育長

次に、歳出のご説明をいたします。歳出の10ページ以降につきましては、歳出の決算書になりますが、歳出につきましては、資料2でご説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

資料2をご覧ください。2ページをお開きください。主要な施策の成果に関する報告書ですが、平成24年度から様式が変更になり現在のようになっております。平成23年度の決算からは、第五次総合計画の施策体系順に整理されております。

教育委員会関係としまして、こちらにありますとおり、38事業を掲載しております。

1ページの表の一番上にありますが、政策順で申しますと、「政策3 歴史文化を継承し豊かな心を育むまち」が、教育委員会関係になります。

それでは具体的に、各事業の内容についてご説明いたします。なお、ここに、38事業の事業名が記載されておりますが、市議会ではそのうち、網掛けをしている11事業について、主要な事業として説明しております。

これは、38事業のうちでも、平成26年度において、実施計画事業、あるいは震災関係で特徴的なものを、11事業を選んで説明したというものです。本日も、市議会で説明いたしました、11事業についての説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、3ページの学校支援地域本部事業から順に、各課長からご説明いたします。

生涯学習課長

それでは、3ページをごらんください。施策1「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、基本事業1「学校地域が連携した子どもたちの育成」から、「学校支援地域本部事業」について説明いたします。

事業の開始背景・根拠でございますが、近年子どもの心の活力低下が懸念され、その背景として家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されているところです。本事業は、このようなことを受け、学校・家庭・地域が連携した協働教育、すなわち学校を核として地域全体で子どもを育てる仕組みや組織づくりを支援するため、県支出金を活用して推進することとしたものでございます。

事業の経過、全体計画としましては、東日本大震災の影響により、一時、事業を休止しておりましたが、震災前に事業を開始していた東豊中学校区での取組を平成25年度から再開するとともに、第二中学校区での学校支援の組織づくりの支援を開始し、翌平成26年度には多賀城中学校区でも取組を開始しております。現在は、高崎中学校区での事業開始に向けて準備を進めているところですが、同中学校区での事業開始をもって本市全域で本事業が実施されることとなります。

中段左側の対象、意図をごらんください。学校・家庭・地域が連携して協働教育が推進されることを目的としていることから、地域の方々がボランティアとしてかわり、学校は本事業の狙いをよく理解し、地域と積極的にかかわりながら事業に取り組むことが必要となります。その狙いを達成するため、手段の欄にございますように学校と地域のかげ橋となる地域コーディネ

ーターの研修や小学校・中学校の全教職員の合同研修会などの、学校支援体制の立上げや自立的な運営に必要な支援を行っております。

具体的な活動実績は、活動指標、成果指標をごらんください。対象指標は各年度とも多賀城市内の全児童・生徒数です。

活動指標C欄の3校区は、先ほども申しあげましたように東豊中学校区、第二中学校区、多賀城中学校区の3校区です。D欄のボランティアの登録人数の実績が記載されておりましたが、当初の登録制を改め、全ての地域の方々に、随時、学校支援に携わっていただくこととしたことによるものです。

成果指標でございますが、平成26年度の実績でボランティア活動人数が延べ2,683人、支援の回数が延べ774回となり、前年度から大幅に増加しております。

本事業のこれまでの取組の評価といたしましては、下の段の事業状況にございますように「順調である」と考えております。その理由としましては、多賀城中学校区の新規立上げ等により成果指標も向上しており、事業の推進に当たっては学校側も協働教育担当の教職員を指定するなど、地域、家庭、学校においてこの取組に対する理解が深められつつあると考えられ、学校支援の母体となる各中学校区の地域教育協議会も円滑な運営が行われているためです。

また、成果向上余地につきましては、今年度取り組んでいる高崎中学校区をもって市内全中学校区において学校支援が機能することとなり、さらに学校と地域の強みを活かした仕組みづくりに努めていくことによって、大きな成果向上を見込むことが可能であると考えております。以上、学校支援地域本部事業についての成果報告でございます。

続いて、4ページをお願いします。基本事業2「放課後等の安全・安心な居場所づくり」から、「放課後子ども教室推進事業」について説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は、核家族化の進行や就業形態の多様化に対応し、放課後や夏休みなどの長期休暇中の子どもたちの健全育成のため、県支出金を活用して平成20年度から事業化したものでございます。

事業の経過、全体計画といたしましては、現在教室を開設している多賀城小学校、多賀城八幡小学校、多賀城東小学校の3校に加え、平成26年度には新たに山王小学校で教室を開設したところです。今年度、天真小学校、城南小学校での開設に取り組んでいるところであり、これをもって、市内全ての小学校で開設されることとなります。

対象と意図でございますが、本事業は放課後の子供たちが安心して学習やスポーツ、遊びが行える場を設け、地域の方々や学年の異なる児童などさまざまな年代の人とのかかわりを通して心豊かに育っていくことを狙いとしております。その狙いを達成するため、手段の欄にございますように、地域の方々の主体的な教室運営の支援、あらゆる機会を捉えての事業のPR活動、参加児童とボランティアの随時募集や留守家庭児童学級と連携協力をしているところでございます。

具体的な活動実績は、活動指標欄に記載のように、平成26年度は、延べ272日の教室の開設、延べ7,547人の子どもの参加があり、57人のボランティア登録がありました。この事業の成果指標は、F欄に記載しておりますように実施小学校数としており、平成26年度では先ほど申し上げましたとおり4つの小学校で実施しております。

本事業の取組の評価といたしましては、下の段の事業状況にございますように順調と考えております。その理由としては、計画的に実施小学校を増やしており、教室の開催日や受け入れ児童数が増えてきていることから、児童・保護者の間で安全・安心な居場所があると認識されてきていると考えられるからです。

また、成果向上余地につきましては、今年度、天真小学校と城南小学校で本事業の実施を予定していることや、地域の方々のより多くの参画を得ることによって幅広い事業展開が期待されることから、大きな成果向上を見込むことが可能であると考えております。

以上、放課後子ども教室推進事業についての成果報告でございます。

学校教育課長

次に11ページをお開きください。施策2「学校教育の充実」、基本事業2「教育の質の向上」から、「自主学習支援事業」についてご説明致します。

左上の「事業の開始背景、根拠」でございますが、普段の自主学習の習慣化が図られることで家庭学習の習慣が身に付き、ひいては児童生徒の学力向上につながるという観点から始めた事業でございます。

右上のこれまでの経過、「全体計画」でございますが、平成21年度から県の補助事業を活用し、夏休みの学習支援として東北学院大学との連携協定に基づく「多賀城スコーレ」サマースクールを継続実施しているほか、平成24年度からは冬休みの学習支援「ウインタースクール」も新たに開設し、さらに「家庭学習の手引き」を作成・配布しており、自主学習の支援につなげております。

具体的な活動実績は、「活動指標」C欄のように、平成26年度多賀城ス

コーレに参加した児童生徒延べ人数は743名ですが、この事業の成果指標は、指標F、Gにお示ししているように、家庭学習の習慣化の割合がやや向上、多賀城スコーレに参加したことをきっかけに自主学習に意欲を示す児童生徒の割合はやや減少しているものの、90%を維持しております。

本事業の取組の評価といたしましては、下段の「事業状況」でございますように、概ね順調です。回数を増やしてほしいといった意見も多く聞かれております。

今後の「成果向上余地」につきましては、「成果向上」欄に記載したとおり、向上余地は中と考えております。今後より多くの児童生徒が参加するように工夫することにより、成果が一層向上することを見込んでおります。以上、「自主学習支援事業」についての成果報告でございます。

次に12ページをお開きください。施策2「学校教育の充実」、基本事業3「健康づくりと食育の充実」から、「設備、器具等維持管理事業」についてご説明致します。

左上の「事務事業の開始背景、根拠」でございますが、平成14年度開設された学校給食センター設備・器具等の維持管理になります。設備・器具等の耐用年数は10～15年でございますが、学校給食センターが開設されてから12年が経過し、経年劣化により不具合や故障が頻発するという現状がありました。

右上にある「事務事業の改善改革経過、全体計画」といたしましては、平成25年度に策定しました「設備等更新年計画」に基づき、設備・器具等の維持管理を適切に行い、設備等の機能を維持することです。

そのねらいを達成するために、中段右の手段でございますように、調理業務受託者の日常点検と専門業者に保守点検を委託し、定期点検により設備・器具等の不具合・故障の早期発見に努め、速やかに修繕を実施しております。

具体的な活動実績は、「活動指標」C欄のように、設備・器具等の修繕件数は平成26年度36件ですが、更新件数は9、厨房設備の冷凍庫・冷蔵庫や蒸気設備のボイラー等を更新しました。

この事業の取組の評価といたしましては、下段の事業状況でございますように概ね順調です。今後の成果向上余地につきましては、不具合・故障に対して速やかに修繕を実施しているため、向上の余地は小になります。以上、「設備、器具等維持管理事業」についての成果報告でございます。

次に15ページをお開きください。施策2「学校教育の充実」、基本事業4「教育相談体制の充実」から、「スクールソーシャルワーカー活用事業」についてご説明致します。

左上の「事業の開始背景、根拠」でございますが、児童生徒の問題行動の未然防止には、学校と家庭、関係機関が連携して対応することが求められており、県の事業を活用して、社会福祉の専門家である社会福祉士や精神保健士の資格を持つスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置し、その推進を図ろうとしたものです。

右上の「事業の改善改革経過、全体計画」といたしましては、スクールソーシャルワーカー1名を教育委員会に配置し、必要な時に直接学校へ派遣しながら、教育相談業務を日常的に根付かせようというものです。

中段左側の「対象」「意図」の欄をご覧ください。児童・生徒は言うに及ばず、保護者や教職員も対象として、相談を受けたり関係機関の連携した取り組みを作ったりして、悩みや不安の軽減や解消、問題行動の解決を図ろうとしてきました。

そのねらいを達成するために、中段右の手段でございますように、個別の相談、児童生徒の環境への働きかけ、関係機関のネットワークの構築、保護者や教職員への支援、情報提供などを実施しました。

具体的な活動実績は、「活動指標」D、E欄のように、前年度を大きく上回る年間延べ2,478人、850時間の相談を受けております。

この事業の成果指標は、指標F、Gにお示ししているように、825件の相談件数のうち、119件が解決、好転しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の「事業状況」でございますように、「概ね順調である」と考えております。

その事由として、スクールソーシャルワーカーの存在が広く認知されただけでなく、その評価も高くなっており、学校自体が相談したり、第三者的な機関としての機能にも期待が高まったりしていることがあげられます。

今後の「成果向上余地」につきましては、「成果向上」欄に記載したとおり、「向上余地は小」ととらえております。スクールソーシャルワーカー1名で対処する限界があり、複数配置についても質の高い人材確保が困難であるという現実があります。以上、「スクールソーシャルワーカー活用事業」についての成果報告でございます。

副教育長

次に、18ページをお開きください。施策2、学校教育の充実、基本事業05、教育環境の整備から、「城南小学校増築事業」について、御説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、城南小学校につきましては、児童数の増加に伴い、平成17年度に仮設のプレハブ校舎の借り上げを行い、そ

の利用をしてきたところですが、児童の安心安全で快適な学習環境を整えるため、現在の校舎の北側に増築するというものでございます。

これまでの経過、それから全体計画ですが、これは、これまで教育委員会でもご説明してきたところですが、平成26年9月に債務負担行為の補正を行い、平成26年度と平成27年度の2ヶ年度で増築を行っております。

平成26年度が全体事業費の30%、平成27年度が全体事業費の70%と設定しておりまして、今回は、平成26年度の決算ということですが、1億8,439万6,000円の決算額でございます。

増築工事全体につきましては、平成27年8月で完成しておりまして、二学期から増築した建物をすでに利用しているところです。

なお、平成27年度において、城南小学校の既存校舎の大規模改造事業を進めている関係から、増築した校舎につきましては、大規模改造事業が完了するまでは、仮設の校舎として利用していく予定でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように、順調です。今後の成果向上余地につきましては、向上余地は、小です。以上、「城南小学校増築事業」についての、成果報告でございます。

生涯学習課長

続いて、32ページをお願いします。施策3「生涯学習の推進」、基本事業4「生涯学習施設の運営」から、「図書館移転事業」について説明いたします。

事業の開始背景や根拠、経過や全体計画につきましては、一括して説明させていただきますが、現在の図書館の老朽化や収蔵能力不足などをはじめとした諸問題を解消し、一方では中心市街地の整備において多くの市民が集い、交流し、誇りとなる文化交流拠点の核となるべく、図書館をJR多賀城駅前の再開発ビルに移転、開館させることとしたものでございます。

対象と意図でございますが、只今申し上げ、資料にも記載しておりますとおり、市立図書館を対象とし、平成27年度内、これは平成28年3月を目標にしてありますが、移転、開館させることを目的としております。そのための手段として、平成26年度の取組としては、手段の欄に記載のとおり、主として、指定管理者の選定に関する業務、移転先の建物等取得に要する業務を行ったところです。

活動指標、成果指標でございますが、平成26年度は本事業を円滑に推進するための調査研究、計画策定作業を延べ65回にわたり行ってまいりました。成果としましては、F欄にあるとおり、開館業務の進捗率は、平成26年度においては概ね50%と捉えております。

本事業の取組の評価といたしましては、下の段の事業状況にございますように概ね順調と考えております。その理由としては、附属機関に諮りつつ、新図書館の基本事項について関係機関等との協議を重ねていることもあり、移転に向けた工程が滞りなく進捗していると考えられるからです。

また、成果向上余地につきましては、移転により現図書館の諸問題が解決されるほか、文化交流拠点の中核施設として多くの市民の利用が期待できることから、大きな成果向上を見込むことが可能であると考えております。以上、図書館移転事業の成果報告でございます。

続いて、33ページをお願いします。基本事業4「生涯学習施設の運営」から、「大代地区公民館管理運営事業」について説明いたします。

事業の開始背景、根拠でございますが、様々な環境変化に伴い、住民の連帯感が薄れるとともに地域課題を住民が協力して解決する「地域力」の低下が懸念される中であって、地域における公共的サービスには、地域に存在する様々な主体が有する活力を結集し、展開されることが期待されています。

そのような中、中段右側の「手段」の欄にも記載のとおり、市民協働の理念のもと、地元住民のニーズに沿った事業の展開、大代地区公民館を拠点とした地域コミュニティの醸成など、行政と住民の協働によるまちづくりを推進するため、同公民館の管理運営を地域自治組織に委ねることとしたものです。

平成26年度は、大代地区コミュニティ推進協議会を指定管理者として、大代地区公民館の管理運営を行った初年度であり、その実績については、ページ中ほどの「活動指標、成果指標、事業費の推移」の表に記載のとおりです。本事業が平成26年度開始の事業であるため、同年度の実績しか記載されておりませんので、指定管理前の平成25年度実績と比較しながら説明させていただきます。

活動指標C欄の「社会教育事業数」は平成25年度実績が19講座で4講座の増加となり、同じくD欄の「大代地区公民館の利用者数」は平成25年度実績が22,498人で2,360人の増加となっております。成果指標F欄の「社会教育事業参加者数」は平成25年度実績が2,441人でしたので425人の減少となりました。同じくG欄の「利用者満足度」は、平成26年度から取得し始めた数値で、平成25年度実績はお示しできませんが、平成26年度では92パーセントと高い満足度となっております。

本事業の取組の評価といたしましては、下の段の事業状況にございますように概ね順調と考えております。その理由としては、地域の方々の協力を得てスムーズに運営することができているからです。

また、成果向上余地につきましては、住民ニーズの把握やアンケートを活かしながら、事業企画や内容を工夫することにより、一定の成果向上を見込むことが可能であると考えております。以上、大代地区公民館管理運営事業についての成果報告でございます。

文化財課長

次に、35ページをお願いします。施策の5、文化財の保護と活用、基本事業1、文化財の調査・保存の推進から埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）について御説明を申し上げます。

左上の事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は東日本大震災により大きな被害を受けた住宅等の再建を初め、復旧・復興のための公共事業等に伴う発掘調査を行うため、復興交付金事業を活用し、平成23年度から着手したものでございます。

全体計画といたしましては、平成27年度までの5カ年で75件の発掘調査を見込んでおります。

中段左の対象、意図でございますが、本事業は埋蔵文化財包蔵地を対象に、埋蔵文化財を適切に記録保存していくことを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段でございますように平成26年度は住宅再建等に伴う発掘調査を10件実施しながら、適切な記録保存を行いました。

具体的な活動実績は、活動指標の欄のように発掘調査を実施し、その調査面積は3,109㎡なっております。

この事業の成果につきましては、成果指標の欄のとおり、記録保存されずに開発等が行われないようにするもので、平成26年度はゼロ件となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように復旧・復興に係る全ての発掘調査事業に対応できており、記録保存に関して成果を得ていることから、概ね順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄の記載のとおり、住宅建設会社等の協力を得ながら埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、現行成果の維持に努めたいと考えております。以上、埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）についての成果報告でございます。

続きまして、次の36ページをお願いします。基本事業2、文化財の積極的な活用促進から特別史跡多賀城跡復元整備事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景、根拠でございますが、平成2年度に策定した第三次多賀城市総合計画において多賀城南門の立体復元計画が「史都・多賀城」の

まちづくりの具体的事業と位置付けられ、多賀城跡建物復元調査検討委員会での検討を経て、基本設計、実施設計等及び特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画を策定しましたが、諸般の事情から中断しておりました。

しかし、平成23年多賀城市歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、事業着手の環境が整ってきたことから、復元事業計画を再開したものです。

全体計画といたしましては、平成36年度までに多賀城南門等を復元整備し、供用開始することを目的としております。

対象、意図でございますが、平成26年度は、平成6年度までに策定した多賀城南門等復元の設計書に、今までの発掘調査の成果や現在の建物耐震補強などを盛り込むための素案となる平面図や立体図等の一般図を作成することを狙いとして進めました。

その狙いを達成するため、手段でございますように、多賀城南門復元等整備の具体化に向けて、復元建物の建物意匠を検討するため、多賀城南門等復元整備検討委員会議を開催し、復元設計案を作成いたしました。

具体的な活動実績は活動指標の欄のとおり、多賀城南門等復元整備検討委員会議を2回開催しております。

この事業の成果指標でございますが、事業進捗率として、15パーセントと見ております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況でございますように多賀城南門跡の再発掘調査が実施され、南門の平面規模が確定するなど、事業は順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄の記載のとおり、国及び宮城県との調整や多賀城南門等復元整備検討委員会議での検討が必要なため、成果向上の余地は小さいと思われれます。以上、特別史跡多賀城跡復元整備事業についての成果報告でございます。

続きまして、37ページをお開きください。基本事業3、文化財の普及啓発の推進から被災文化財（古文書等）保全等事業について御説明いたします。

事務事業の開始背景、根拠でございますが、本事業は県との連携のもと、古文書等の被災資料を保全するため東日本大震災により被害を受けた歴史博物館などの再興のため創設された補助制度を活用し、平成24年度から着手したものでございます。

全体計画といたしましては、平成27年度までに被災資料の修復や収蔵環境の整備などを予定しております。

対象、意図でございますが、本事業は古文書等の被災文化財を対象に、その修理やデータ化を行いながら文化財を保存継承していくことを狙いとして

進めております。

その狙いを達成するため、手段にございますように平成26年度は古文書等の修理や整理、データベース化、館内環境の調査及び適正な保管のため埋蔵文化財調査センター内の特別収蔵庫の改修設計を行っております。

具体的な活動実績は活動指標の欄のとおり資料5点を修理し、903点のデータ化を行いました。

この事業の成果指標でございますが、資料の修理等がそのまま被災資料の保全や公開につながるとの認識から記載のとおり活動指標を成果の代替指標としており、5点となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように被災資料の修復がほぼ予定どおりに進んでいることから、順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄に記載のとおり展示公開の機会をふやし、文化財の普及啓発を進めることで一定の向上を見込むことが可能であると考えております。以上、被災文化財（古文書等）保全等事業についての成果報告、並びに平成26年度決算関係の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

資料1の7ページですが、埋蔵文化財調査センター使用料、展示室観覧料ですが、どこかの団体で利用したときの料金ということでしょうか。収入済額がゼロになっているのですが。

委員長

文化財課長。

文化財課長

はい、有料の観覧料は多賀城市としてはいただいております。2010年に日本列島展を行っておりますが、その時から無料になっております。

樋渡委員

わかりました。それから教育総務課の用地使用料というのは、どちらかに貸して使用料をいただいているということでしょうか。

委員長

副教育長。

副教育長

はい、用地使用料の12万821円ですが、教育総務課では学校の土地等の管理をしております。学校の中にある電力柱、電話柱などを1本いくらで計算

して、全部でこの金額になっています。

樋渡委員

わかりました。

委員長

他に、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号は承認をいたします。

**臨時代理事務報告第11号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算
(第5号) に対する意見について**

委員長

次に、臨時代理事務報告第11号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第11号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見について、担当課長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

それでは、臨時代理事務報告第11号平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見について、ご説明いたします。

資料の5ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められ、9月7日に別紙のとおり回答したので、報告する、というものです。

別紙は、次の6ページにあります。異議ない旨回答しております。

次の、7ページ以降につきまして、順に内容をご説明いたします。はじめに、9ページをお願いします。一番下に、一般会計予算の合計額が出ておりますが、歳入歳出とも、14億3,311万9,000円を補正し、総額で378億927万7,000円とするものでございます。

同じページに、10款教育費がございますので、ご覧ください。教育費の補正予算額については、5,970万5,000円を減額するもので、補正後の予算額は、50億1,124万5,000円となるものでございます。

今回は、4項の社会教育費の補正になりますが、内容の詳細につきましては、担当課長からご説明いたします。

それでは、歳出から内容をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

文化財課長

それでは16ページをお願いします。10款4項4目「文化財保護費」で8万円の増額補正でございます。

説明欄の歴史遺産保全事業は、平成23年度から、国の事業採択を受けながら、事業主体である実行委員会と一体となって、文化財等の調査や保全などを行っている事業でありまして、昨年度までの事業名称は、「被災文化財等保全事業」でしたが被災文化財の保全がほぼ完了となったことから、本年度から「歴史遺産保全事業」という事業名に改められたものであり、今年度は国から全体事業費601万5,000が認められました。

その全体事業費の601万5,000円のうち、天童家文書Ⅳや歴史遺産調査報告書の印刷製本費及び展示会等のポスター作成に係る需用費などで、593万5,000円分は当該実行委員会が直接、業務を実施するものでございまして、本市分といたしましては、石造物調査に係る報償費や消耗品費等、8万円分を計上するものでございます。

次に、9目「埋蔵文化財調査センター費」で、5,978万5,000円の減額補正でございます。

説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）は、大規模な宅地造成等の開発に伴う試掘・確認調査場所の一箇所が、重機による表土掘削・埋め戻しが困難であったことから、人力で実施することになり、作業員報酬等に不足を生じる為、各事業費の組み換えを行うものです。2の埋蔵文化財調査受託事業の5,978万5千円の減額補正は、本事業に係る当初見込み件数3件から1件の発掘調査にとどまることが見込まれるため、主な事業費を減額するものでございます。以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入を説明いたします。14ページをお願いいたします。

20款4項3目教育費受託事業収入で4,964万5,000円の減額補正でございます。

説明欄の文化財課の「文化遺産活用活性化事業受託」の8万円の増額は、歳出で御説明申し上げました、歴史遺産保全事業に係る受託事業収入で、全額実行委員会の費用負担で行われるものでございます。

次に、埋蔵文化財調査センターの埋蔵文化財発掘調査受託の4,972万5,000円の減額は、歳出で御説明申し上げました事業費を減額すること

に伴う受託事業収入の減額でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。次に、債務負担行為について説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

副教育長

資料の10ページでございます。パソコン借り上げ料の、債務負担行為の変更でございます。

9,671万2,000円から、1億1,334万4,000円に、増額するものです。増額分は、1,663万2,000円になりますが、これは、当初予算で、小学校と中学校に1校ずつ、合計2校に、校務用のパソコンの導入のための予算を計上しておりましたが、リース期間を5年間とするための債務負担行為を設定するものです。

当初予算の際には、リース期間と校務支援ソフト等の関係から、期間を確定していなかったため、債務負担行為を設定しておりませんでした。今回、5年間の設定をするものでございます。

以上で、補正予算第5号の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

10ページのパソコン借り上げ料ですが、これは、全校のパソコン借り上げ料についてということですか。

委員長

副教育長。

副教育長

はい、学校の先生方の校務用のパソコンということで、当初予算で小学校1校、中学校1校の予算をとっています。何年間の債務負担行為をするか決定していなかったということで、今回、5年間の債務負担行為にするという補正をさせていただくというものです。増額分は、1,663万2,000円になりますが、それが校務用のパソコンのものということです。

樋渡委員

何台ぐらいになるのでしょうか。

副教育長

はい、1校当たり40台を予定しております。

委員長

他に、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号は承認をいたします。

報告第1号 多賀城市いじめ防止基本方針案について（中間報告）

委員長

次に、報告第1号多賀城市いじめ防止基本方針案について（中間報告）、教育長の説明を求めます。

教育長

報告第1号多賀城市いじめ防止基本方針案（中間報告）について、担当課長から説明させます。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

それでは、報告第1号多賀城市いじめ防止基本方針案（中間報告）について、ご説明いたします。初めに全体像をご説明し、その後、報告第1号資料により詳細をご説明いたします。

それでは、全体像をご説明いたします。お手元の資料、A4版の「多賀城市いじめ防止基本方針策定について」をご覧ください。策定に当たり、前提となったのは国の法律でございます。いじめ防止対策推進法が平成25年6月に公布され、9月に施行されております。この法律が策定された経緯ですが、ご存知のように平成23年10月に大津市の中学2年生男子が自殺し、学校及び市教委の不徹底事実解明、隠蔽体質の批判に端を発したものです。

法律の施行にあたっては様々なものが規定されたわけですが、いじめの定義ですとか、重大事態という言葉もこの法律の中に定められています。左側にありますが、①から④までの内容が法律で定められてというものです。

一つ目は、いじめ防止基本方針の策定です。学校は必ず策定しなければなりません。地方公共団体は努力義務でございます。

二つ目は組織です。いじめ問題対策連絡協議会の設置ですが、これは作ることができるという規定になります。

三つ目は附属機関の設置ですが、学校は必ず設置しなければなりません。地方公共団体は作ることができるという規定です。

四つ目は重大事態発生時の対処として、調査組織を必ず置きなさいという

規定が第28条に定められています。これは教育委員会に置く義務があります。次に、再調査機関として第30条で、市長部局に置くことができるという規定がございます。法律の枠組みについて説明させていただきました。

法律の施行から2年以上が経過しております。現在、多賀城市と多賀城市教育委員会ではどういう状況にあるのか、前回の教育委員会でもお話をさせていただきましたが、全体的な学校の生徒指導対策、それから、いじめ防止基本方針策定に至った経過について、まず、ご説明いたします。

多賀城市内の小中学校では、いじめを含めた生徒指導全般のスタンスとしては、早期発見・初期対応で、このスタンスによって多くの問題が重症化することを防いできました。学校からの報告では見えにくい潜在化したいじめの実態も、第三者的立場であり、年間800件を超える相談活動を行っているスクールソーシャルワーカーしか知りえない貴重な情報も教育委員会に報告されております。

いじめ防止対策推進法で、自治体が必ず設置しなければならないのは、重大事態発生時の調査機関であり、条例による設置を求めているわけでもございません。性急に条例化を目指すことによる条例そのものの形骸化を避けるため、より実効性のある条例にするためには、学校からの情報だけでなく、スクールソーシャルワーカーからの正確な情報や助言を総合的に把握し、分析する時間が必要だったということがございます。

それでは、なぜ現時点で策定の必要性があるかについて、ご説明いたします。平成26年度各学校から報告されたいじめ認知件数をご覧ください。中段の右側でございます。過去5年間のいじめ認知件数を小中合計で数値化したものでございます。スクールソーシャルワーカーからの報告による表面的ないじめ相談内容も、過去5年間は軽微なものがほとんどという状況でした。けれども、決して状況が好転しているわけではなく、移行化、潜在化したというのが実情です。

学校それからスクールソーシャルワーカーからの情報、両面からの情報を集約すると、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を巡るトラブルが平成26年度激増しています。スクールソーシャルワーカーの内部資料によるいじめ件数では、平成25年度には、冷やかしかからかいがほとんどで7割を占めておりました。それに対し、ネット掲示板やSNSを通しいじめの対応については6件に過ぎませんでした。

ところが平成26年度には、冷やかしかからかいが29件から12件に減っておりますが、ネット掲示板やSNS絡みのいじめが疑われる件数が26件ございました。平成27年度の7月までの状況を見ても、ネット掲示板や

SNSの疑いのあるいじめ件数が24件ございます。そうした密室化されたグループ内での誹謗中傷やグループ外個人への攻撃が表面化しないまま、進行しているというのが各学校の調査、それからスクールソーシャルワーカーからの調査で判明したことです。

この状況では、学校が調査することも難しく、保護者が調査を拒む場合も少なくありません。表に表れた事例はほんのわずかであり、水面下の事象は無数に存在するというのが我々の共通認識でございます。

ということで、資料にもございますが、多賀城市と多賀城市教育委員会の共同で、いじめ防止基本方針の策定を進めているところでございます。今回は資料に基づいての中間報告でございますが、細かい部分についてご説明していきたいと思っております。

恐れ入りますが、報告第1号資料「多賀城市いじめ防止基本方針（案）中間報告」の1ページをご覧ください。ページ数がかかなり多いのですが、ポイントとなる部分をご説明いたしますので、少々お時間をいただきます。

まず、はじめにのなかでございますが、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものであるということをご認識するというのが前提でございます。その上で多賀城市が長い間継続してきた早期の状況把握、早期発見・初期対応を大原則として、その防止と対策にあたってきたというのがポイントでございます。

一番下のなお書きのところですが、市の基本方針は、社会情勢やいじめの発生状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものです。ですから固定されたものではなくて、今後状況によってこの基本方針もより良いものへ改善していくというスタンスをとります。

次に、1基本的な考え方をご覧ください。そこは法律に定められているものを並べたものですので、後ほどご覧ください。一番下ですが、多賀城市はこの基本理念の下、重大事態に陥らない体制づくり（リスクマネジメント）に全力で取り組むということでございます。重大事態がどういうものなのかということは、後ほどご説明いたします。

続きまして、3ページですが法律関係のものになります。いじめの定義についてご説明いたします。これは重要なことですので、ハコの中をご覧ください。一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、（これが大事なところになりますが、）当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。これがいじめの定義でございます。ですから、周りの第三者が見ていじめなのかそうでないのかを判断するのではなく、当事者が感じているときに、いじめと認定するとい

う定義です。

それでは、どういう態様があるのか、一番下の括弧のところをご覧ください。いじめの態様を文部科学省では八つに分けて捉えています。

一つ目、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。二つ目、仲間はずれ、集団による無視をされる。三つ目、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。四つ目、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。次のページですが、五つ目、金品をたかられる。六つ目、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。七つ目、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。八つ目、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等のいやなことをされる、などというふうに、態様としては八つに分けられております。

次に2番目のいじめの理解について、周りで見ている児童生徒がどういう立場にあるのかを象徴的に述べていますので、真ん中より少し下の部分です。

「観衆」という言葉がありますが、それを注目していただきたいと思います。観衆としていじめをはやし立てたり、面白がったりする存在がひとつあります。それから、いじめを見てみぬふりをして、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在があります。

いじめを取り巻く集団は、こうした「観衆」や「傍観者」の存在を抜きにして語ることはできません。もうひとつはすぐ下の、またの後になりますが、発達障害のある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合があります、と書いてあります。いじめというのは発達障害のある子供が加害者や被害者になるケースも多くございます。その辺のところをご理解いただければと思います。

次の5ページをご覧ください。いじめの防止等に関する基本的な考え方について、ご説明いたします。(1)のいじめの防止ですが、2段落目をご覧ください。いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働きかけと意識付けが何より重要であるということです。要するに集団の質によって、いじめというのが容認されるかされないか、それがかなり大きないじめの解決の問題の鍵を握っていると考えられます。

もうひとつは、次の次の段落ですが、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自尊心を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要であるということです。この自己肯定感や自尊心というのは、多賀城市の教育基本方針の中にも盛り込まれている重要な文言です。集団と個に対する考え方、指導者側からの考え方といっても、よろしいかと思います。これがいじめ防

止の二つの大きな観点と捉えています。

6 ページをご覧ください。質の高い集団づくり、そのために必要なのは、実態の把握でございます。そのために多賀城市教育委員会では、あるいは学校では、いじめのアンケート調査による実態把握だけではなく、集団の中で個がどういう位置付けにあるのかを学級満足度・学校生活意欲度等調査（通称 hyper-QU といっております。）、これによって実態把握に努めるところがいじめ早期発見の端緒になるだろうと考えています。

次に、（3）のいじめへの対処ですが、いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、（少し省きますが、）組織的に行うことが必要であるというものです。

次に7 ページになります。異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わりを持つ機会を作ることも重要である、と考えます。（5）は割愛させていただきます。

それでは、いじめの防止等のための対策の内容ですが、市及び市の教育委員会が実施する施策の説明をいたします。対策のためのどういう組織を設置するかということです。

まず、一つ目に考えておりますのは、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会でございます。どういう構成メンバーかといいますと、スクールソーシャルワーカー、多賀城市、教育委員会、学校、スクールカウンセラー、県の中央児童相談所、塩釜警察署などの機関で構成します。

二つ目として、多賀城市いじめ問題専門委員会を設置いたします。これは教育委員会の附属機関であると同時に、法律で義務付けられている調査機関を兼ねます。この組織のメンバーとしては、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識及び経験を有するもので構成します。なお、ここにはスクールソーシャルワーカーは入りませんので、その辺りは区別して考えています。

8 ページをご覧ください。三つ目になりますが、多賀城市いじめ調査結果検証委員会です。これは二番目に述べたいじめ問題専門委員会で調査したことに対して、不十分である、あるいは必要があると認めたときのタイミングで、市長が附属機関として設けるものです。二番目の教育委員会の附属機関・調査機関とはまったく別の人物が入った第三者になります。そこで、必要があると認めるときは市長の附属機関が再調査を行うということでございます。そうした形で、先ほど理念的に申し上げたものを実効的にするためにこ

のような組織を設けたいと考えております。

それでは、11ページをご覧ください。先ほどご説明をいたしませんでした、国の法律では、まず最前線に立つ学校に、いじめ防止基本方針の策定を求めており、現在市内小中学校すべての学校に教育計画の中に位置付けられております。この学校いじめ防止基本方針も内容としては、多賀城市にこれから設置しようとする組織、基本方針と同様でございます。

12ページをご覧ください。学校は基本方針を定め、もうひとついじめの防止等の対策のための組織を設置しなければなりません。これも同様に市内小中学校10校にいじめの防止等の対策のための組織が設置されております。緊急事態においてはケース会議を開き、この調査委員会の中で様々な問題点をあぶりだし、その対策を考えているところでございます。

組織の一員としましては、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員などがございます。合わせて、スクールソーシャルワーカーが入って、助言をもらっていることもあります。

このようにいじめの基本方針においては、どの学校も設置をして機能しているところでございます。組織についてもそのケースに応じて集まり、時にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも同席をして、ケース会議を開いているところでございます。

次に、17ページですが、先ほど後ほどご説明すると申し上げましたが、重大事態といわれるものの意味、定義をご説明いたします。法律で言う重大事態には二つのケースがあります。

一つ目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるときです。

非常にあいまいで漠然とした表現なので、具体的なものを下に示しています。丸印のついた四つをご覧ください。一つ目は児童生徒が自殺を企図した場合、二つ目は身体に重大な傷害を負った場合、三つ目は金品等に重大な被害を被った場合、四つ目は精神性の疾患を発症した場合、などがございます。

重大事態の二つ目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等（これは児童生徒を示します。）が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。相当の期間とはどのくらいの期間かといえますと、下にありますが不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするというものでございます。多賀城市の基本方針においても、この重大事態の意味は法律に則って、同じように考えています。

それでは重大事態が発生したときにどのように動くのか、(2)学校の設置者又は学校による調査の①のAをご覧ください。重大事態の報告ですが、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告するということでございます。

次に、21ページです。重大事態が起こったときに教育委員会の調査機関・附属機関が調査を行います。必要に応じて再調査機関が市長部局で機能を始めます。21ページの下のところ、①再調査のところをご覧ください。市長部局での対応について、ここでもご説明をいたします。市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、多賀城市いじめ調査結果検証委員会により再調査を行うというものでございます。

22ページをご覧ください。そして再調査の結果を踏まえた措置等についてですが、市長は再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告するというものでございます。

最後のその他についてですが、市は市のホームページ等において、市基本方針を公表するというものです。

以上、いじめの未然防止、いじめの重大事態が発生したときの対応等について説明をいたしました。最初に申し上げたとおり、多賀城市の基本方針ではいじめの未然防止に力点を置きます。重大事態が発生しないように、重大事態が起こったときの対応というのではなく、あくまでそれは従であって、主はいじめを起こさない、いじめの未然防止に重点を置いて、今までも取り組んでまいりましたし、これからもその覚悟で臨んでいくつもりでございます。

なお、この件につきましては、12月議会に組織について条例化するために準備中ですが、11月には、議員説明会で説明をしたいと考えております。かなり時間をとりましたが、以上で説明を終わります。

委員長

かなり大事なことについて説明がありましたが、何か質疑ございますか。中間報告という形の案でございますので、さらに各委員の意見も踏まえながら、委員会としては最終的な報告にまとめていくということになると思います。何かございませんか。菊池委員。

菊池委員

いじめについて、この資料を見て自分の小さい頃を振り返ったのですが、小学生のころは人間形成の頃ですから、自分でも悪魔になった部分とか天使にな

った部分とかいろいろあって、それぞれ大小は別にしてそういう道を通っていくのが小学生なのかなという感じがします。

クラスが30人前後になって人数が少なくなっています。その子供たち一人ひとりが主役になれるような学校づくり、それぞれやさしい子だったり、スポーツができる子だったり、お手伝いが上手な子だったりいろいろあると思います。そういうことで学校に行っても、一人ひとりが生き生きとできるようなことになれば、いじめもなくなるかなという感じがしないわけでもありません。

学校満足度とか、学校生活意欲度とか自己肯定感とか自尊心とかに出てくるのですが、家庭においてもほめて子供たちを育てなさいというように、今でも先生方は子供たちの面倒を見ていますが、強調してそういうことをすることも一つかなと思いました。

河北新報に「苦悩する教育現場」と出ていましたが、今日のこの資料を見て先生方の対応もちゃんとクリアしているなと思い、責任をとるということですごく安心いたしました。一つ一つに対しては、よく作られていると見ながら感じました。

学校教育課長

今の話は大変ありがたいなあと思っとうかがいました。やはり学校に行って自分の居場所がある、居場所作りというか、集団の中で自分の立ち位置があるというか、そういうものを作っていくというのは、遠回りに見えますが、対症療法ではなく、居場所作りのための集団というか学級、そのような学校を目指してやっていくということも非常に大事なことだと思って、本日の資料に記載しているところです。

菊池委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

それでは、私のほうからですが、最初に資料をもらって目を通したときと、今、学校教育課長から説明があって、多賀城市としていじめが起きたときにどのように対処していくのかということが、実際に説明を聞くと説得力がある内容だと感じました。今回、中間報告として出された基本方針につきましては、単に国や県でこうだから、法律でこうだからではなくそれを踏まえて、あくまでも多賀城市として多賀城市の学校としてという視点がきちんと出ている点は非常に説得力があると思います。

文章を見ただけの場合と、説明を聞いた場合では受け止め方も違うと思います。今後この中間報告案を正式案にまとめる段階で、「多賀城市としては」という部分が文章を読んだだけでも、それが伝わってくるようにまとめられれば、

市民の皆さんがそれを見たときも、多賀城市として市教委として、学校として子供たちをこのように守っていかうとしているのが具体的にわかつて思いました。

基本的にこの形で進めていくことは素晴らしいことだし、必要なことだなど思います。成案に向けてもう少し細かいところをさらにチェックして必要な点は修正を重ねて、「多賀城市として」という観点がさらに強く打ち出されることを期待します。感想を込めてのお願いです。

他に何かございませんか。樋渡委員。

樋渡委員

あまりにも膨大すぎて、消化し切れていない部分もあるので、感想です。7ページに多賀城市いじめ問題対策連絡協議会というのがあって、さらに専門の委員会があって、そしていじめがあったときに多賀城市いじめ調査結果検証委員会があります。いろいろ委員会がありますが、その時に構成員のメンバーと各委員会が独立していて、いじめがあったときに調査、そして再調査をしてと、事務方のほうで事務が膨大になるのではと感じました。

それぞれが独立していて検証する機関であってということなのでしょうが、クリアにまだ理解できていないので大変だなど思いました。

それから9ページのいじめの早期発見というところですが、全校の児童生徒にアンケートを毎年定期的実施するとありますが、職業柄いろいろな悩みなどを伺うことがあります。相談窓口が何箇所かあって、お子さんや保護者の方が「うちの子はこの辺が心配なんだけど。」という程度で相談してネットワークのようなものがあればいいのかなと考えました。

学校に行けないというのが、30日というのが国の目安ということだったのですが、30日であれば、1月に3日間休んでいけば年間で30日になります。お話しのように早期発見・早期対応が大事なところで、相談の窓口というかアンテナを張るところが何箇所かあると、親や子供にとってはさらにいいのかなと思います。

例えば、月曜日になって頭が痛い、おなかが痛いといって行きたくなくなるとかで、親御さんが心配していたりしたときに、こういうところで聞いてみたらと、アドバイスをできるのであればと思いました。

学校のクラスの人数が少なくなっているということで、担任の先生とうまくいなくてというトラブルから始まり、学年主任の先生に頼んでみたらとか、それとも教頭先生かな、それとも教育委員会というところもあるからとか、もっと別なところで、ワンクッション置いて聞いてもらえるところがあれば、スクールソーシャルワーカーになるのかカウンセラーになるのかそういうところ

があればと感じました。とても難しいのですが、親御さんがちょっと相談できるところがあればと思いましたので、よろしく願いいたします。

学校教育課長

今の相談窓口については、実はかなり多くございます。NPOまで含めると何十箇所もございます。やはり学校の中で先生にもいえない、親にも言えないとなったときに完全に中立で第三者機関としての、SOSとか、人権擁護でもやっております。たくさんございますので、それらを提示していきたいと考えております。もちろんのことです。私もこんなにたくさんあると思わなかったぐらいたくさんあります。

それから事務の煩雑さについてはおっしゃるとおりですが、この基本方針を作ろうというのは、決して矢巾町とか仙台市の事件があったからというわけではありません。最初に申し上げた事情があって、年度当初から素案として作り上げてきたものです。

いろいろなところに相談できる場所があるんだよ、ということはいち早くやっていかなければなりません。組織を作るうえでの煩雑さについては、ひとつひとつ解決に向けて方策を探りながらやっていきたいと思っております。

委員長

他にございませんか。今野委員。

今野委員

現役の保護者として話させていただくと、先生方が誘発するいじめがあります。差別的なことを言ってしまったりとかです。そういう先生方の資質向上の面での研修も必要です。

資料を読んでいて8ページで目が留まったのですが、①のウの部分でPTAとの連携の上とあります。PTAと連携するのはいいのですが、こういった説明会や研修会について、保護者の意識向上という面で言いますと、問題のある家庭とか保護者の方は来ないんですよ。わかっている方は来ます。その辺が現実問題としては厳しいのかなという気がします。何か方策があるかという、訴えかけていくしかないと思っております。

うちの娘も現在高校3年ですが、二中時代に1年生と3年生のときに、いじめに遭いまして、毎朝涙ぐむ娘を見送るのがつらくて、いろいろ学校でやってもらいました。学校の態度は真摯で早急に手を打っていただきました。それを聞いた回りの保護者からは、その方の私見ですが、「あなたはPTA会長だから学校も真摯に動いてくれたんでしょう。」と言われたこともあります。

要は保護者の訴え方によっては、その声の上に届かないことがあります。私のようなこともあるので、こういう方針を策定してやっていくとまた違うと思

います。特に担任の先生と子供がうまく信頼関係を築けていない場合、子供はどこにも訴えようがないので、その部分は気を付けていかなければと思います。子供は親に言わないですから、それで先生とも信頼関係がないと、子供の逃げ場がなくなってしまうです。先ほどのスクールソーシャルワーカーもいますが、なかなか声をあげづらいため、そこをうまく汲み取れるようにするのが本当かなと思います。

SNSでいうと、小さいグループでやるので、発見というのは難しいと思います。その辺を我々大人が見つけてあげられるのかが大事なかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

他に、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、報告第1号は承認をいたします。

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第9回定例会を終了いたします。

午後2時58分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年10月28日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印